

新型コロナウイルス感染症対策について
～職員への対応（令和2年3月3日現在）～

常務理事

職員の皆様には、事業団の運営に対し、日々ご尽力をいただいていることに心より御礼申し上げます。

現在、日本において流行の危機に直面している新型コロナウイルスへの対応については、報道等により情報収集に努めていただいていることと思います。

このような中、2月27日安倍総理大臣から全国全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の3月2日から春休みまでの間の臨時休業、あわせて、行政機関や民間企業等には、休みを取りやすい環境を整えること、子どもを持つ保護者の方々への配慮が要請され、さらに3月2日には保護者の休暇取得支援策として事業主に対する新たな一部助成金制度が創設されることが明らかとなりました。

これらを受け当事業団においては、2月26日にご利用者・来訪者等への対応をお示したところではありますが、今般、あわせて下記により対応することとしましたので、職員の皆様におかれましては、国の感染症対策の基本方針に基づく感染拡大防止策に対応した取り組みにご理解・ご協力をお願いいたしますとともに、安心して日々の業務に専念していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的な対応について

- ▶感染防止のため、引き続き自身・家族の健康管理に努める
- ▶発熱等風邪症状が認められる場合は、出勤を見合わせ自宅療養する
- ▶管理者に報告し、年次有給休暇を取得する
- ▶職員の家族に発熱等風邪症状がある場合も管理者に報告する
- ▶管理者は、職員の状況を把握の上、振替え等によりシフトの調整をする
- ▶管理者は、速やかに統括事業管理者に報告する
- ▶人員の確保が難しい場合の超過勤務命令による対応に協力する

2. 特別休暇の取得対象となる場合について

- ▶職員及び契約社員（以下、「職員等」という）が新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるため、検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- ▶職員等又は職員等の親族の症状について、「帰国者・接触者相談センター」に相談する状況で、感染拡大防止の観点から、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ▶職員等の親族のうち、風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校、特別支援学校等（以下、「小学校等」※という）に通う子の世話をする必要がある場合
- ▶新型コロナウイルス感染拡大防止策として臨時休業となった小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった場合

※小学校等：小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

3. 対応の期間

- ▶令和2年2月27日～令和2年3月31日まで

以上